

監査公表第21号（平成26年3月25日、県公報第3581号登載）  
本庁定期監査結果に基づく措置通知（平成25年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成25年11月11日25監総第573号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月25日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	伊 藤 龍 峰
同	行 正 晴 實
同	田 中 正 勝

25教財第542号  
平成26年2月27日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
同 田 中 正 勝 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年11月11日25監総第573号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教職員課	証紙収入において、誤って消印した証紙を、財務規則によらず還付していた。	領収証紙の取扱いに関する事務処理マニュアルを作成し、関係職員に事務処理の徹底を図った。 また、担当者、担当係での確認に加え、決裁ラインでも納付書1枚1枚を確認するなど、チェック体制を強化した。
教育庁 人権・同和 教育課	地域改善奨学資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて増加している。	地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、奨学金相談員に加え、職員による滞納世帯への訪問を行い、経済状況等を把握することにより、個々に応じた返還計画の提案及び指導や免除・猶予制度の周知徹底を行うなど、個別対応の充実を図っているところである。 また、滞納期間の長い奨学生に対しては、改めて返還義務を認識させ、法的手続に向けた取組を進めるため、債務承認書を送付するとともに、戸別訪問等を行い、債務承認書や滞納債権の回収に努めている。 さらに、平成24年度からは、奨学金相談員を8名体制とし、所在不明者の調査・確認などをこれまで以上に積極的に行うとともに、文書や電話による督促及び戸別訪問等を組み合わせ、より効果が上がるような督促を行うなど、督促体制の強化及び工夫を行った。 今後も、債権の回収及び新規滞納の発生防止に努め、収入未済の解消に向けて、より一層の努力をしていく。